第二百六十九号	
日	
牛のブルセ 県内全	_
実施区域内で飼育して 令和四	
令 和 四 一	_
ブルセラ症検査	

及び結 域	上口 一
対	た発ョ 握び発及ブ の動生がル た向状結セ
同	プ 南 崎 市 域 県 内
四三 二 1 7 1 1 2 1 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2	生所長の指定する家畜保健衛の生産後六ヶ月齢以上の生産を大ヶ月齢以上の場合の
まままままままままままままままままままままままままままままままままままま	同 る指所健家管域しがは区て飼家てにで一月五ら一年令日定長衛畜すをた死家域い育畜対おの日三年令日四和 すの生保る所区亡畜又るしを象い間ま十三和か月四
在 C 広	ま よ 2 1 2 1 こりる予 結 よ ブ

Щ

梨 県

公

報

第二百六十九号

令和四年三月十七日

公	
報	
第二百六十九号	
令和四年三月十七日	

山梨県

中巨

3 1又は2に掲げる

飼育している雄牛

牛と同一施設内で飼

育している牛

繁殖の用に供し、

富士河 留郡 で南郡 及

に 限 返 域 町

た牛で飼育している

5

県外から導入され

育している肉用雌牛又は供する目的で飼

びに南

、又は供する目的で

巨摩郡

察のため血の発生予馬伝染性貧	のための発生予察	把握のため の発生状脳症 かためため	
だめ 一切		The state of t	区 留 び ° を の 口 で 域 郡 北) 除 区 湖 っ の 都 及 く 域 町 衤
域を所管する家畜保健衛いる馬で飼育している区実施区域内で飼育している区	高保健衛生所長の指定す でいる区域を所管する家 でいる区域を所管する家	牛海綿状脳症対策特別 第七十号)第六条第一項 の規定による届出の対象 となる牛。ただし、同条 となる牛。ただし、同条	又は供する目的で飼 で飼育している肉用雌牛 で飼育している肉用雌牛 で飼育している肉用雌牛 を所管する家畜保健 を所管する家畜保健 を所管する家畜保健 ながを所管する家畜保健 で飼育している と切を所管する家畜保健 を所管する家畜保健 を所管する家畜保健
司	同	同	
二 その他必要な検査検査 寒天ゲル内沈降反応	二 臨床検査	三 免疫組織化学的検査 発症よる検査 おによる検査 おによる検査 おによる検査	

市、 笛吹

北杜市,

又は供する目的で飼

搾乳の用に供し、

、 都留市

育しているものの牛で実施区域内で飼する生後六ヶ月齢以上

田市、吉

次のいずれかに該当

健衛生所長の指定する区域を所管する家畜保

その他飼育している

保健衛生所長の指定区域を所管する家畜

するもの

州市並

及び甲 野原市

2 種付けの用に供し

所長の指定するもの

管する家畜保健衛生育している区域を所育している雌牛で飼

、又は供する目的で

飼育している雄牛

びに西

八代郡

3

いる牛

一施設内で飼育して2に掲げる牛と同

第二百六十九号 令和四年三月十七日

山梨県知事

長

崎

幸 太 郎

生予防のた 察のため 予察のため 豚熱の発生 腐蛆病の発 予察のため 高病原性鳥 熱の発生予 ンザの発生 インフルエ アフリカ豚 県内全 県内全 県内全 県内全 域 域 域 域 可能な蜂房を利用して飼 を所管する家畜保健衛生 いる家きん(鶏、あひる 育している区域を所管す いる豚及びいのししで飼 生所長の指定するもの 育している蜜蜂 所長の指定するもの 鳥)で飼育している区域 、うずら、きじ、だちょ 定するもの る家畜保健衛生所長の指 いる豚及びいのししで飼 定するもの る家畜保健衛生所長の指 育している区域を所管す 実施区域内で飼育して 実施区域内で飼育して 実施区域内で飼育して 実施区域内で反復利用 ほろほろ鳥及び七面 同 同 同 同 三 兀 三 兀 \equiv 二 寒天ゲル内沈降反応 る検査 る検査 ウイルス学的検査 ウイルス学的検査 その他必要な検査 脱脂乳による試験 肉眼的検査 その他必要な検査 酵素免疫測定法によ その他必要な検査 酵素免疫測定法によ その他必要な検査 細菌学的検査 ウイルス学的検査

都市計画事業の種類及び名称

甲府都市計画道路事業三・四・十号 山梨県知事

高畑町昇仙峡

長

崎

太郎

二 施行者の名称 甲府市

山梨県告示第五十二号

のとおり豚熱の予防注射を実施する。

令和四年三月十七日

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第六条第一項の規定により、

事業施行期間 令和四年三月十七日から令和十一年三月三十一日まで

事業地

次

2 1 収用の部分 使用の部分 山梨県甲府市新田町及び長松寺町地内 山梨県甲府市新田町及び長松寺町地内

山梨県告示第五十三号

予防のため 豚熱の発生

域

所長の指定するもの 所管する家畜保健衛生 で飼育している区域を ている豚及びいのしし 実施区域内で飼育し

衛生所長の指 する家畜保健 る区域を所管 家畜を飼育す において対象

定する日

県内全

令和四年四月

皮下又は筋肉内注射

一日から令和

五年三月三十

一日までの間

実施の目的

る区域 実施す

実施の対象となる家畜 の種類及び範囲

実施の期

日

注射の方法

年三月八日樫山土地改良区の定款の一部変更を認可した。 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第三十条第二項の規定により、 令和四

令和四年三月十七日

山梨県知事

長

崎

幸

太

郎

山梨県告示第五十四号 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定により、

業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

都市計画事

令和四年三月十七日

八七

Щ

山梨県告示第五十五号

八日から施行する。

号)第五条第三項の規定により、次のものを有害図書類として指定し、令和四年三月十号)第五条第三項の規定により、次のものを有害図書類として指定し、令和四年三月十三十少年保護育成のための環境浄化に関する条例(昭和三十九年山梨県条例第四十三

令和四年三月十七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 指定する図書類(雑誌)の名称及び発行所

(株)楽楽出版	RK MOOK『COMIC 必剣』Vol.15
(株)竹書房	バンブームック 劇漫デラックスVol.29
(株) 一水社	いずみムック234 漫画ロマンVol.8
(株) 楽楽出版	RK MOOK 漫画大激闘Vol.14
(株)一水社	いずみムック235 官能異常体験私小説Vol.8
辰巳出版(株)	実話ローレンス優 1月号
(株)楽楽出版	RK COMICS 女忍陽炎
(株)楽楽出版	RK COMICS 若殿はつらいよー激闘!大坂城編
発 行 所	名称

罪を誘発する等、青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。 指定する理由 著しく性的感情を刺激し、甚だしく粗暴性を助長し、又は著しく犯

公 告

特定計量器の定期検査の実施

定計量器の定期検査を次のとおり実施する。計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項の規定により、令和四年度前期特

令和四年三月十七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

					お も り え て	、 分同及び を除く。)	ま第二号こ 条第一号又	非自動はか が五年政令 が五年政令	特定計量器
十日 令和四年五月	九日令和四年五月	二十八日 中 四月	二十七日 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	令和四年四月	二十五日 一 一 一	令和四年四月 二十二日	二十一日 四月	二十日二十日	検査年月日
同	同	同	同	同	同	同	审	午前十時から	検査時間
市民窓口館	春日居支所	同	同	同	同	同	市民会館	館ぶるさと会	検査会場
同	笛吹市	同	同	同	同	闰	田	旧大和 が おいて おいて おいて がい がい がい がい がい がい がい がい がい がい	区域
可	同	同	同	同	同	同	审	会 山梨県計量協 一般社団法人	実施機関

山梨県公報

第二百六十九号 令和四年三月十七日

三十日三十月	二十四日五月	令和四年五月 二十五日 月	二十四日 二十四日	二十三日	二十日	十九日 令和四年五月	十七日	十三日	十二日 年五月
午前十時から	午前十時半か	二 同 行 5 4	同	同	同	同	同	同	同
豊富支所中央市役所	音・ロンター	百 Ti	同	一宮支所 笛吹市役所	司	司	御坂支所	八代支 笛吹市役所	駐車場 笛吹市役所
富村 中央市の	ī	司	同	同	同	同	同	同	同
同	ī	司 同	同	同	同	同	同	同	同
十一日まで(二十日から令 二十日から令	令和四年六月	十四日十四日	十三日年六月		九日四年六月		六日	二日 二日 二月	三十一日
午後四時まで	同	午後三時まで	Ī.			· 同	午後三時まで	午後三時まで	午前十時半から午後三時ま
量器検定検 所(特定計 の所在の場	同	牧丘支所	本庁舎	身延支所	地区公民館	同	会館富士川町民	早川町役場	化センター
般る区域全を実施す	同	旧牧丘町 富村及び 山梨市の	II	同	身延町	可	富士川町	早川町	南部町
同	同	同	Ī	同	ĪĪ	同	同	同	同

Щ

梨 県

皮 革 面 積 計		
十六日から令 十六日から令 十一日まで(十一日まで(に定める条例 に定める条例	日間で、個別に十一日までの日間で、個別に開が指定する	日本県の休日を定める条例 場の休日を除る の休日を除る は変別の休日を除る
午後四時まで	同	
に限る。) ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	個別に県が 指定する場 所(令和四 がった場合 を受けな かった場合	を業者の 一項各号の 一項各号の 一項各号の 一項各号の 高に限る。場
全 除く 県下 を	田	
定所以上,但是一种,但是一种,是一种,是一种,是一种,是一种,是一种,是一种,是一种,是一种,是一种,	司	

ので、 第二項の規定により山梨県から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知を受けた 測量法 令和四年三月十七日 同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。 (昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

測量の地域 測量の種類 甲府市、甲斐市、笛吹市、中央市及び中巨摩郡昭和 公共測量(一級水準測量)

測量の期間 令和三年十一月一日から令和四年三月八日まで

選挙管理委員会

山梨県選挙管理委員会告示第十六号

の規定による山梨県における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数は、次のとおり 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第一項及び第七十五条第一項

令和四年三月十七日

山梨県選挙管理委員会 委 員 長 小 宮

Ш

博

一三、七三五

山梨県選挙管理委員会告示第十七号

算して得た数)は、次のとおりである。 数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じ る数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た 三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超え 律第百六十二号)第八条第一項の規定による山梨県における選挙権を有する者の総数の び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法 て得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十六条第一項、第八十一条第一項及

令和四年三月十七日

山梨県選挙管理委員会

員 長 小 宮 Ш

委

博

一八一、一二〇

備考

検査時間は、正午から午後一時までの間を除く。

公共測量の終了

山梨県選挙管理委員会告示第十八号

得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次のとおりであ あってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて 超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四 十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合に 議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第八十条第一項の規定による山梨県議会

令和四年三月十七日

山梨県選挙管理委員会

長 小 宮 山

博

甲府市 中巨摩郡 西八代郡・南巨摩郡 南都留郡 選挙区名 五、 $\stackrel{-}{\vec{\cdot}}$ 三分の一の数 一四、二三八 九四〇 六八三 四三三

三九八六九九 七六四 六四六

都留市・西桂町 富士吉田市

 \equiv

五〇九

五六三

一八四二六 四五五四六

北杜市

韮崎市 大月市 山梨市

南アルプス市

九、

一 七 七 七 六 二 六

甲州市

笛吹市 甲斐市

上野原市・北都留郡

令和四年三月十七日

発行者 山	山梨県公報
梨県	
甲府市丸の内一丁目六番一号	第二百六十九号
- 目六番一号	令和四年三月十七日
印刷所(株サンニチ印刷)	
甲府市北口二丁目六番	
	九二